

---

## 平成19年第4回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

---

平成19年6月15日(金)

### 1. 議事日程第2号

平成19年6月15日(金) 午前10時開議

- 第1 議案質疑(議案第49号から議案第55号並びに報告第1号から報告第2号)  
第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第49号から議案第55号、請願2件)
- 

### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案質疑(議案第49号から議案第55号並びに報告第1号から報告第2号)  
日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第49号から議案第55号、請願2件)
- 

### 出席議員(16名)

1番	尾方嗣男	2番	工藤重信
3番	河野博文	4番	菅原一
5番	佐藤左俊	6番	柳井田英徳
7番	松本義臣	8番	清藤一憲
9番	江藤徳美	10番	宿利俊行
11番	秦時雄	12番	高田修治
13番	藤本勝美	14番	日隈久美男
15番	後藤勲	16番	片山博雅

---

### 職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 芝原哲夫                      議事係長 穴井陸明

---

### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	小林 公明	副 町 長	日 隈 紀 生
教 育 長	西 野 重 正	総 務 課 長 兼自治振興室長	坪 井 万 里
企画財政課長	秋 吉 徹 成	税 務 課 長	大 塚 章 雄
福祉保健課長	松 山 照 夫	住 民 課 長	中 尾 拓
建設課長兼 公園整備室長	合 原 正 則	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	麻 生 長 三 郎
商工観光課長	河 島 広 太 郎	水 道 課 長	佐 藤 健 一
会計管理者兼 会 計 課 長	大 蔵 喜 久 男	人 権 同 和 啓 発 セ ン タ ー 所 長	吉 野 多 紀 江
学校教育課長	宿 利 博 実	社 会 教 育 課 長 兼中央公民館長	小 川 敬 文
社会教育課参事	森 高 三	わらべの館館長	酒 井 恵 一 郎
総 務 係 長	長 尾 真 吉		

---

午前10時00分開議

○議 長（片山博雅君） おはようございます。

ただ今の出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

#### 日程第1 議案質疑

○議 長（片山博雅君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集1ページをお開きください。

議案第49号、大分県交通災害共済組合規約の変更について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

○議 長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案集2ページをお開きください。

議案第50号、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案集3ページです。

議案第51号、町道路線の廃止について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第51号の質疑を終わります。

次に、4ページをお開きください。

議案第52号、町道路線の認定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号、平成19年度玖珠町一般会計補正予算(第1号)について、別冊になっております。一般会計補正予算(第1号)をお出しください。

2ページ第1表歳入歳出予算補正、4ページまで質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 次に、5ページ、第2表地方債補正について、質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 次に、7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入歳出から16ページ歳入歳出最後まで、質疑ありませんか。最後までです。

10番宿利俊行君。

○10番(宿利俊行君) 10番宿利です。

14ページですね、7款商工費、1項商工費の商工振興費でございますですね、これは工業立地促進助成金を南部化成に出すわけなんですけど、まず1点目ですね、南部化成の年商はいくらぐらいか。

それから、南部化成が玖珠町に進出をしてくるが、今のところ、いろんな募集要項見ると、30人程度の、これは関連になりますけどですね、雇用がされるというふうに言われておりますが、これは地元採用かどうかですね。そして、男女でどういうふうな人数になるのかですね。

それから、3点目としてですね、この施設はフォスター電機のいわゆる空き家といいますかね、それをお借りするという事なんですけど、この土地建物を借用するのは、南部化成が借用するのか、それとも玖珠町が借用して南部化成に貸すのかどうか。そのときに、現在フォスター電機が土地建物の税金、いわゆる固定資産税を納めているが、こういった税金面はどういうふうになっておるのかですね。

それからもう1つですね。今回、工場立地促成助成金を出すわけですが、これは、これが最初で最後になるのか、まだ今後ですね、こういった形で出すことを考えられておられるのか、そのへんを聞きたいと、お聞きいたしたいと思っております。

○議長（片山博雅君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） ただ今の質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、最初に、この立地助成の補助金でございますが、これはフォスター電機の跡地に立地する、ただ今議員ご質問のとおり、南部化成に対応するものでございまして、玖珠町の工場立地促進助成補助金交付要綱に基づきまして、土地及び既存の建物ですが、これの増改築に係る費用の100分の10の相当額で3,000万円を限度額として当町の補助金交付要綱で限度額で定めております。これによりまして、土地及び建物の増改築費が、今のところ3,000万円を超える見込みでございますので、これの100分の10の相当額、3億を超える見込みでございますので、この100分の10の相当額である3,000万円を予算化させていただくということで、当初1,000万円の当初予算でございましたので、今回、2,000万円の予算を補正予算としていただくものであります。

それから、土地の取得でございますが、土地につきましては、フォスター電機さんより南部化成の方が買い取りでございまして、当然固定資産税は南部化成さんの方が支払うという形になるかというふうに思います。

それから、この中に、新規雇用に対する助成金が算入されております。先程議員が30名というふうに言われておりましたが、当初の立地協定の中で、一応当初30名という形を表明しておられますので、この町の工場立地助成金交付要綱の中で、1年間を常時雇用した場合の雇用に対する助成が1人当たり5万円というふうに見ておまして、この5万円で30人を数えると150万円と。で、当初予算の際に、当初予算で用地に対する助成の1,000万円と、それからこの新規雇用に対する助成10人分をみておまして、1,050万円を当初予算で予算化させていただいておりましたので、今回の補正で2,100万円、ちょうど新規雇用で20人分、合計で30人分を補正をさせていただくような形で、2,100万円という額を補正予算をお願いをいたしているところであります。

助成の回数についてですが、この立地助成に関しては、これはもう1回に限っておりますが、雇用の新規雇用に対する助成につきましては、一応3年間ということに要綱の中で定めておるところであります。

限度額は、一応新規助成の場合は、新規雇用の助成では500万円というふうに定めております。

以上です。

○議長（片山博雅君） ほかにございませんか。

14番日隈久美男君。

○14番（日隈久美男君） 13ページ、3款3項1目19節、負担金補助及び交付金、これは寺山共同住宅跡地として町有地へくすのき保育園が移転するものであります。この総工事額と町の補助金、あと土地の売却等の問題はどうか、お聞きします。

○議長（片山博雅君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） この19節の6,500万円は、くすのき保育園の移転でありますけども、6,500万円のうち、この歳入を見ていただけると分かりますが、4,333万3,000円、これが国庫金であります。で、この残り2,000、約200万ですか、これが町の持出金というふうになります。

そして、移転先の土地の問題でありますけども、将来は、今のところ現時点では、5年間の無償貸与、こうしたものを考えておりますけども、それ以後につきましては、その時点で法人と協議のうえ、おそらく有償という形になるうかと思っておりますけども、現時点では明確な数字は出ておりません。

以上です。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） 10番宿利です。16ページのですね、社会教育費の中のですね、13節ですか、この委託料の122万6,000円の減額をしておるのは、これはどういう意味なのか。この埋蔵文化財の分なんですけどね。

○議長（片山博雅君） 小川社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（小川敬文君） 埋蔵文化財発掘調査費のうち、13の委託料につきましては、角牟礼の石垣の測量の委託であります。金額の変更につきましては、三の丸南西側を当初本年度予定しておりましたが、測量場所の変更が生じまして、三の丸の南東側石垣の内側の立面を本年度測量したいということでの変更であります。

○議長（片山博雅君） 10番宿利俊行君。

○10番（宿利俊行君） まあ説明は分かるんですけどですね、まだ当初予算がね、3月に決定してから、わずか3カ月しか経ってないのにですね、こういった変更があるというのはですね、当初の詰めが甘かったんじゃないかなと、そんな気がします。

○議長（片山博雅君） はい、ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号、平成19年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、別冊になっております。特別会計補正予算書（第1号）をお出してください。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（片山博雅君） 質疑なしと認めます。

議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号、平成19年度玖珠町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、別冊になっております。特別会計補正予算書（第1号）をお出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案集に戻ります。

議案集5ページをお開きください。

報告第1号、平成18年度玖珠町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

次に、6ページです。

報告第2号、平成18年度玖珠町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(片山博雅君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑並びに報告の質疑を終わります。

## 日程第2 上程議案並びに請願・陳情の委員会付託(議案第49号から議案第55号、請願2件)

○議長(片山博雅君) 日程第2、これより上程議案並びに請願・陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第49号から議案第55号までの7議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第55号までの7議案は、付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に、請願2件について、会議規則第92条並びに95条の規定により、お手元に配付しております付託表のとおり、常任委員会に審査の付託をしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(片山博雅君) 異議なしと認めます。

よって、請願2件については、付託表のとおり、常任委員会に審査の付託をすることに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

明日16日から18日まで休会、19日は一般質問を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（片山博雅君） 異議なしと認めます。

よって、明日16日から18日までは休会、19日は一般質問とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前10時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年6月15日

玖珠町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員